

[事案 29-68] 解約無効等請求

・平成 30 年 1 月 26 日 裁定終了
※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

生活保護受給と保険金支払いの関係について誤った説明を受けたことを理由に、解約の無効または契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 1 月に契約した定期保険について、以下の理由により、解約を無効とするか、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、被保険者が生活保護受給者である場合でも保険金が支払われると説明されて契約の申込みをした。
- (2) 契約申込後しばらくして、募集人から、被保険者が生活保護受給者だと保険金が支払われない等の説明を受け、本契約を平成 27 年 7 月に解約した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 解約にあたり、募集人は契約の継続を勧めたが、申立人が解約を決めた。
- (2) 被保険者が生活保護受給者であったとしても、保険金が一切支払われないということはなく、募集人が申立人代表者に対して、保険金が支払われないと説明したこともない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および解約時の状況等を把握するため、申立人代表者および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時および解約時において募集人が誤説明をし、それによって申立人が誤信したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。